

監査公表第8号

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年9月24日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 柴田賢治郎
(公 印 省 略)

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
会計課

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
柴田賢治郎

第4 監査の期間
令和8年6月15日～令和8年9月24日

第5 監査の方法
令和8年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和7年度に実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、現金の管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。
なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

【会計課】

意見

新規採用職員を対象とした会計事務の基本に関する音声入りパワーポイント資料を作成したことは、「財務コンプライアンスの徹底」に資する実効性のある取組として高く評価する。今後は、各所属において必要に応じて常時活用できるよう、全庁的な周知及び活用の促進を図られたい。